

# 災害発生時の連携

「陸上自衛隊第4師団と西日本高速道路株式会社九州支社との  
災害発生時の連携に関する確認書」

～ 災害対策の適正・円滑な遂行に向けて ～



みち、ひと…未来へ。



平成26年 4月17日

陸上自衛隊第4師団

西日本高速道路株式会社九州支社

# 1. 確認書の概要

## ○確認書の名称

「陸上自衛隊第4師団と西日本高速道路株式会社九州支社との災害発生時の連携に関する確認書」

## ○確認書の締結者

(1)陸上自衛隊第4師団長	川又 弘道
(2)西日本高速道路株式会社九州支社長	本間 清輔

## ○目的

平成24年8月22日に締結した、「陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」及び「原協定の解釈覚書」に関し、陸上自衛隊第4師団の部隊行動範囲と西日本高速道路株式会社九州支社が管理する高速道路における具体的な運用について必要な事項を定め、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図る。

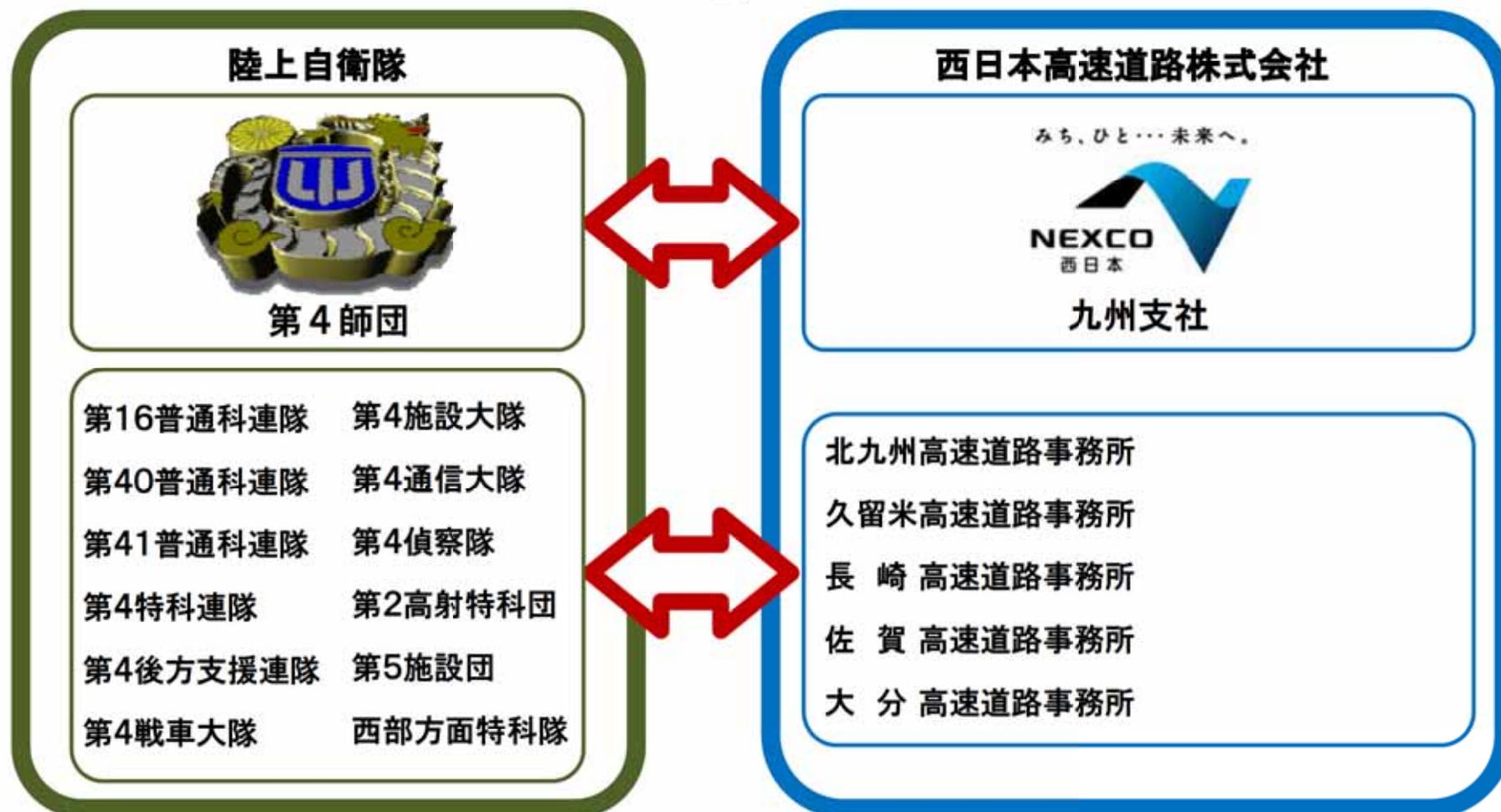
注)以下、「陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」を「原協定」、「原協定の解釈覚書」を「解釈覚書」という。

# 1. 確認書の概要

## ○確認書の内容

(1)災害発生時の連絡態勢の確立《原協定第3条第2項関連》

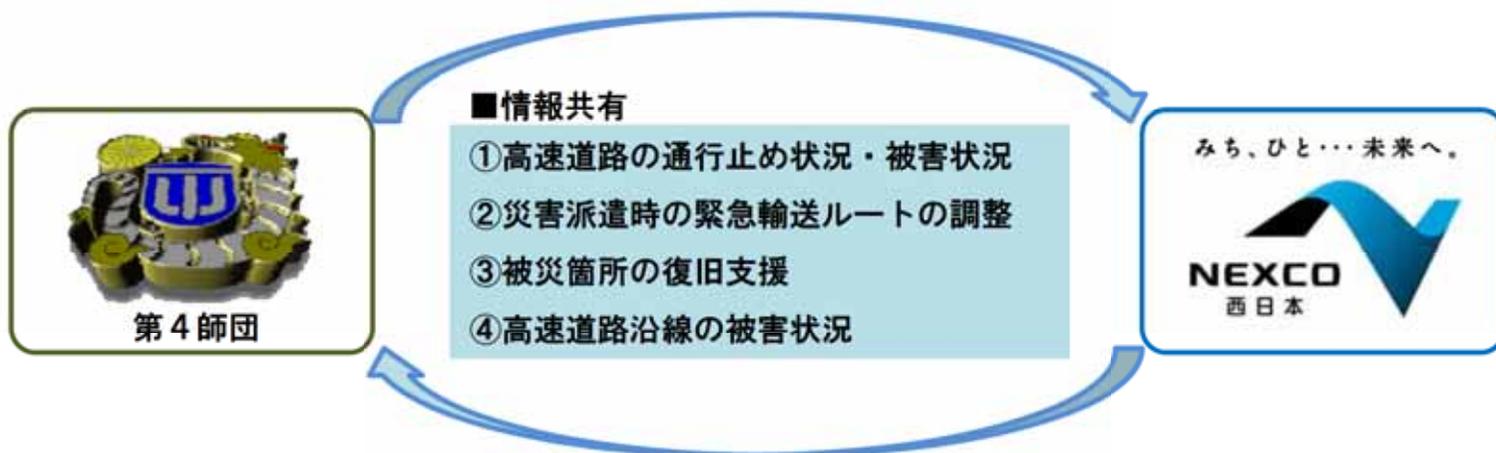
連絡態勢のイメージ



# 1. 確認書の概要

## (2) 被害情報の提供方法〈原協定第4条(1)関連〉

- ・連絡員(リエゾン)の相互派遣
- ・情報共有可能な通信システム等を構築



## (3) 第4師団の緊急通行車両の通行〈原協定第4条(2)関連〉

- ・第4師団が高速道路通行止め区間を緊急通行する場合の手続きを確認



# 1. 確認書の概要

## (4) 高速道路の緊急開口部の活用《原協定第4条(2)関連》

- ・緊急を要する場合は、緊急開口部の開放作業を第4師団が実施できることを確認



緊急開口部(約30箇所)

## (5) 第4師団の救援活動に必要となる高速道路の緊急復旧《原協定第4条(3)関連》

- ・第4師団が自らの通行のため、高速道路及び施設を緊急復旧する場合の  
手続きを確認



陸上自衛隊保有の施設器材

# 1. 確認書の概要

(6) 高速道路の復旧協力の要請《解釈覚書2(2)関連》

・NEXCOが、第4師団に高速道路及び施設の復旧協力を要請する場合の手続きを確認

(7) 訓練の実施《原協定第5条関連》



緊急通行訓練



関係機関との図上訓練

(8) 定期的な会議の実施《原協定第6条関連》

# 2. 西部方面隊とNEXCOとの協定

## ■陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定 (締結日:H24.8.22)

<p>陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>陸上自衛隊西部方面隊 西日本高速道路株式会社</p>	<p>陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定(以下、「本協定」という。)は、陸上自衛隊西部方面隊(以下、「甲」という。)と西日本高速道路株式会社(以下、「乙」という。)が、災害発生時の相互協力における円滑な連携を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本協定において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。</p> <p>(2) 「災害対策本部」とは、甲に於ける災害対策本部を指し、甲に基づき災害対策を実施した長官その他の長官で定める者をいう。</p> <p>(3) 「甲の統制区域」とは、九州・沖縄地区をいう。</p> <p>(4) 「災害発生地」とは、甲及び乙の協定する、甲の統制区域域内における被災地の被害状況及び災害発生に関する情報(災害情報を含む。)をいう。</p> <p>(5) 「緊急要請」とは、災害により甚大な被害発生等について、その被害発生が甲の事業に甚大な被害を及ぼす虞があることを指す。</p> <p>(6) 「連携実施」とは、本協定に定められた内容が災害発生時に円滑に行われることを確保することを指す。</p> <p>(7) 「連携会議」とは、本協定に定められた内容及び緊急発生時に円滑に行われることを確保するために、定期的に実施する連携会議を指す。</p> <p>(災害発生時の連携実施の趣旨)</p> <p>第3条 甲及び乙は、甲の統制区域域内において災害が発生した場合、十分な連携を実施しうる連携態勢を確保し、相互に協力し被害軽減の取組に努めることとする。</p> <p>2. 前項に定める趣旨を達成するための内容は、甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p> <p>(連携実施における相互協力)</p> <p>第4条 甲の発生に際するものは、甲の災害対策本部が実施するに際し、相互に協力し必要と認められる場合は、当該災害発生に関する状況に応じて、災害発生時における連携を実施する。また、甲が行う業務に支障のない範囲においてこれに代るものとする。</p> <p>(1) 災害発生時の連携</p> <p>(2) 乙、甲の災害発生時に必要となる、乙の提供、協力、支援、物資の提供を要請すること、及び西日本高速道路株式会社の施設及び設備の提供を要請した甲の緊急運行業務を遂行させること。</p>	<p>(3) 甲、甲の緊急運行時に必要となる、乙の提供、協力を要請すること。</p> <p>(4) その他協定の目的を達成するために必要と認められる事項</p> <p>(連携の実施)</p> <p>第5条 連携実施は、甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p> <p>2. 連携実施等については、甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p> <p>(連携実施の範囲)</p> <p>第6条 定期的に実施される連携実施は、甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p> <p>(災害発生時の連携)</p> <p>第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて甲の統制区域域内においては、乙の提供を要請し、甲乙協定の範囲内で行われることとする。ただし、甲が甲及び乙が当該提供の提供について必要と認められる場合は、甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 本協定の運用に際しては、以下に定めるとおりとする。</p> <p>甲、西日本高速道路株式会社 取締役 取締役 取締役 乙、西日本高速道路株式会社 代表取締役 取締役 取締役</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 本協定は二通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各一通を保管するものとする。</p> <p>2. 本協定の運用に際しては必要と認められ、甲及び乙の同意により当該協定を修正し得る。</p> <p>3. 本協定の目的を達成するために必要と認められる場合は、甲乙協定の範囲内で行われることとする。また、本協定に定められた事項が変更された場合は、その旨を甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p>	<p>平成24年8月22日</p> <p>甲 陸上自衛隊 西部方面隊 西部方面隊長 宮下 孝宏</p> <p>乙 西日本高速道路株式会社 代表取締役社長 石 塚 由 成</p>
---	--	---	--

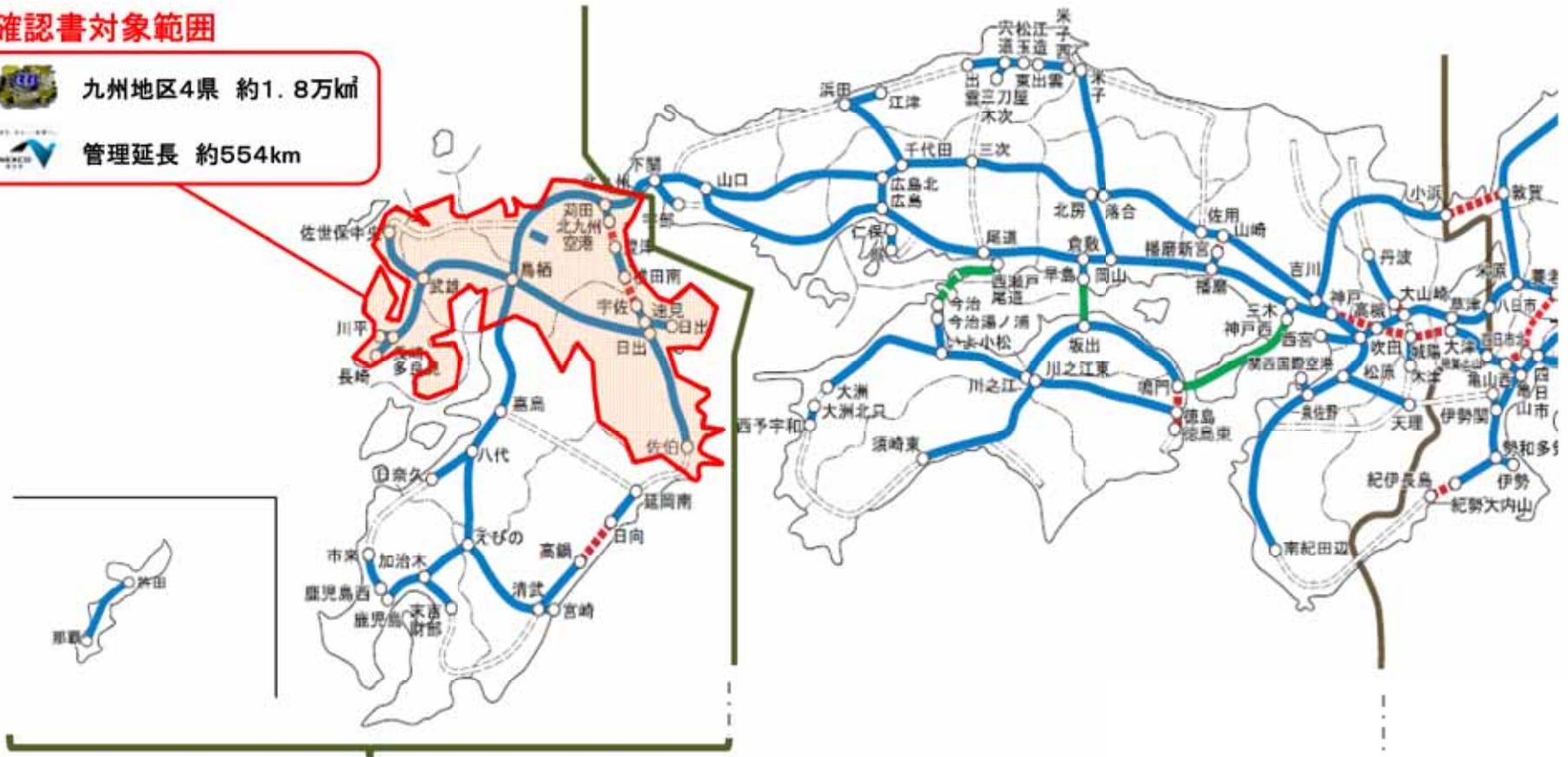


# 3. 確認書の範囲

## 確認書対象範囲


**九州地区4県 約1.8万km<sup>2</sup>**  

**管理延長 約554km**




**九州7県及び沖縄県**


**管理延長 3,427km 《うち九州支社1,071km》**



**原協定対象範囲**

### 3. 確認書の範囲

